

特集

# 横断学習

# 年金の加算

～加給年金額・振替加算・加算額～

様々な年金で行われる場合がある「加算」。詳細な解説と問題演習でそれぞれの特徴を横断的に学習し、理解を深めましょう！



社会保険労務士  
加藤光大

老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金においては、所得保障の充実の観点などから、その額に加算が行われることがあります。これらの加算は、その趣旨に違いがあることから、加算事由や額も異なっています。ここでは、その違いを知るとともに、試験においてどのように問われるのかを知り、「加算」を得点源にすることができるようになります。

## 1 老齢厚生年金 — 経過的加算 —

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳になると、定額部分に相当する年金として老齢基礎年金が支給されることとなります。しかし、定額部分の額の計算には昭和36年4月前の厚生年金保険の被保険者期間や20歳前、60歳以後の被保険者期間が含まれることなどから、定額部分の額よりも老齢基礎年金の額が低額となってしまう場合があります。そこで、その差額を埋め合わせるものとして、**経過的加算**を設けています。

**ポイント** 老齢厚生年金の受給権者であれば、加算の対象となり、生年月日や被保険者期間などの要件はありません。

経過的加算額 = ① 定額部分の額 - ② 老齢基礎年金相当額

① 定額部分の額 = 1,628円 × 改定率 × 被保険者期間の月数

② 老齢基礎年金相当額

= 780,900円 × 改定率 ×  $\frac{\text{昭和36年4月1日以後における20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$

昭和21年4月1日以前に生まれた者については、①の計算式に、生年月日に応じて政令で定める率（1.875〔昭和2年4月1日以前に生まれた者〕～1.032〔昭和20年4月2日から昭和21年4月1日まで生まれた者〕）を乗じます。

**ポイント** ①の計算式の「被保険者期間の月数」は、受給権者の生年月日に応じた上限があり、中高齢者の特例により受給権を得た者の場合には、240とします。

**PLUS** ①の計算式の「1,628円×改定率」に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げます。

**問題1** 60歳台前半の老齢厚生年金の定額部分と昭和36年4月1日以後の20歳以上65歳未満の厚生年金保険の被保険者期間に係る老齢基礎年金相当額に差があるときは、当該差額を老齢基礎年金に経過的に加算する。

**解説1**  
H19 経過的加算は、「老齢基礎年金に」ではなく「老齢厚生年金に」加算されるものです。また、「20歳以上65歳未満」とあるのは、「20歳以上60歳未満」です。 **正解**

**問題2** 経過的加算額の計算においては、第3種被保険者期間がある場合、当該被保険者期間に係る特例が適用され、当該被保険者期間は必ず3分の4倍又は5分の6倍される。

**解説2**  
R3 経過的加算額の計算に係る定額部分の額の算定においては、第3種被保険者であった期間（平成3年3月31日以前の期間に係るものに限ります）がある場合は、当該期間に係る被保険者期間には、第3種被保険者であった期間の被保険者期間の特例が適用されますが、老齢基礎年金相当額の算定においては、第3種被保険者期間に係る特例は適用されません。 **正解**

## 2 老齢厚生年金 一加給年金額一

加給年金制度は、配偶者や子に関する扶養の実態に着目して行われる加算です。配偶者への加給については、昭和60年改正で、配偶者の老齢基礎年金を含めて世帯単位の給付水準を設計するようになってからは、配偶者の基礎年金支給開始までの有期給付とされています。

特別加算	
加給年金額（配偶者）	加給年金額（子）
老齢厚生年金	

### 条文

老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。）の額は、受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であったときは、第43条第2項又は第3項の規定により当該月数が240以上となるに至った当時）その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者又は子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で第47条第2項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、第43条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。